

## 4 競争政策等関係

### (1) 競争政策分野の基本方針

日本経済を活性化し、豊かな社会を実現していくためには、これまでの経済社会構造を見直し、市場における公正かつ自由な競争を積極的に促進することが必要である。このため、独占禁止法等の運用の明確化、執行力の強化等を推進するとともに、消費者の選択の自由や事業者の創意工夫を妨げる規制の撤廃を進めること等により、競争政策を推進する。

また、政府調達システムについては、受注業者間の自由かつ公正な競争を促進し、納税者にとって納得感の高い制度を確立するため、公共工事の適正な施工の確保を図りつつ、競争的環境の一層の整備を行う必要がある。

### (2) 執行・事務処理に係る方策

公正かつ自由な競争を促進するため、規制改革とともに競争政策の積極的展開を図ることとし、引き続き、公正取引委員会の審査体制等の充実を含め、独占禁止法の執行力の強化を図り、価格カルテル・入札談合等の同法違反行為に対して、告発を含め厳正かつ積極的に対処する。

また、規制改革後の市場の公正な競争秩序を確保するため、中小事業者等に対する不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対し、厳正かつ積極的に対処する。取り分け不当廉売事案については、関係省庁から人員の派遣を受けるなどして、申告のあった事案に対しては、可能な限り迅速に処理することとし、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返行われている不当廉売事案で、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処するとともに、必要に応じ、その後の価格動向のフォローアップを行う。

さらに、規制緩和後において、規制に代わって競争制限的な行政指導が行われることのないよう、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」の趣旨を踏まえ、関係省庁は、公正取引委員会と事前に所要の調整を図る。いわゆる民規制の問題については、公正取引委員会は、独占禁止法違反行為に対し同法に基づき厳正に対処するほか、その実態を調査し、競争制限的な民間慣行についてその是正を図るとともに、その背後に競争制限的な行政指導が存在する場合には、公正取引委員会及び関係省庁がその早急な見直しに取り組む。行政が何ら関与していない

場合には、関係省庁は、関与していない旨を改めて周知するなど、責任の所在の明確化に努める。

### (3) 競争政策分野の重点事項

#### 独占禁止法の執行力の強化

厳正な独占禁止法の執行を図る観点から、現在の独占禁止法の措置体系及び公正取引委員会に付与されるべき権限の在り方についての一体的な検討を行い、また、これに伴い、公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化を行う。

また、悪質な違反行為の摘発を効果的に行い得る方策を検討するとともに、入札談合に関与した発注者側に対する措置について法整備が行われたことを踏まえ、必要な取組みを行う。

#### 規制産業における競争の促進

電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で必要に応じ、競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には政策提言等を行う。また、これらの規制産業については、事業所管官庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。

#### 景品類に関する規制の見直し

ホームページ上で景品類を提供する際の運用基準を明確化するなど、商取引の態様、経済状況、消費者の購買行動等の変化に応じ、景品類に関する規制の見直しを図る。

#### 公共工事等における一般競争入札の拡大等

政府調達システムにおいては、競争的かつ透明性の高い制度整備及び運営を図ることにより、公正な手続に基づく低価格かつ高品質な公共工事等の受発注を実現し、納税者に納得感の高い制度を確立するとともに、業者間の公正な競争を促進する。

(4) 個別事項

ア 独占禁止法のエンフォースメント(ルールの実効性を確保するための手段)の見直し・強化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
刑事告発手続の見直し (公正取引委員会)	公正取引委員会の情報収集活動等に関して、刑事告発を目的とする行政調査手続としての犯則調査手続の導入を検討する。 また、現行法上、検事総長への告発、不起訴の場合の内閣総理大臣への報告など、他法令に例がない厳格な告発手続が規定されているが、その妥当性について、見直しを検討する。	重点・競争1(1) 〔改定・競争 a c〕	検討	検討	措置
課徴金制度の見直し (公正取引委員会)	独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、現行課徴金制度を見直す。具体的には、独占禁止法違反行為を繰り返し行う事業者が跡を絶たないなどカルテル・談合体質が根強く残っている現状、並びに他の主要国における制裁金等の水準やその効果を踏まえ、課徴金制度の制定経緯等も考慮しつつ、現行課徴金制度の性格付けの見直しを含め、十分に抑止力のある効果的な制度を検討する。 なお、こうした制度の見直しに当たっては、適正手続の確保や不服申立ての手段等について、併せて検討を行う。	重点・競争1(2) 〔改定・競争 a c〕	検討	検討	措置
課徴金減免プログラムの導入 (公正取引委員会)	課徴金制度の見直しと併せて、摘発率の向上と法執行の効率性を両立させる観点から、自ら独占禁止法違反に関与していることを公正取引委員会に申告し、その後の調査・審査等に全面的に協力した者に対しては、上記課徴金の免除、減免等を行うプログラムの導入を図る。 ただし、導入に当たっては、透明性及び予測可能性を確保する観点から、課徴金減免のための要件とその効果を、告示やガイドラインの形で明確に定めて公表することとするなど、当局が過度の裁量権を有しないような工夫をする。	重点・競争1(3) 〔改定・競争 a c〕	検討	検討	措置
課徴金適用対象の拡大 (公正取引委員会)	独占禁止法違反行為に対する抑止力を一層強化する観点から、課徴金の適用対象について、私的独占等の悪質な独占禁止法違反行為一般まで	重点・競争1(4) 〔改定・	検討	検討	措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
委員会)	の拡大を図る。	競争 a)			
審判制度の見直し (公正取引委員会)	～ のようなエンフォースメントの強化を行うに当たって、更なる独立性や適正手続の確保等の観点から、審判制度の在り方を見直すことを検討する。	重点・競争1(5) 〔改定・競争a〕	検討	検討	措置
既往の違反行為に対する措置期限についての見直し (公正取引委員会)	現行の排除措置について、国際カルテル等に対しても十分対応できるよう、措置期限の延長を検討する。また、現行3年とされている課徴金納付命令の措置期限についても、延長を検討する。	重点・競争1(6) 〔改定・競争a〕	検討	検討	措置
独占禁止法における民事責任制度及び差止制度の見直し (公正取引委員会)	独占禁止法の差止請求制度については、制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差止請求対象行為の範囲の見直し等、民事的救済制度を更に充実した制度とするための検討に着手する。	重点・競争1(7) 〔改定・競争〕	必要性が認められる場合、検討着手		
公正取引委員会の体制強化・移行 (公正取引委員会、総務省)	公正取引委員会の体制強化を図るとともに、公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。 (体制移行については、内閣府が規制改革の推進、消費者利益の確保等を担っていること等を踏まえ、よりふさわしい体制とする観点から内閣府に移行することとし、第156回国会に関係法案提出)	重点・ビジネス1(3) 〔改定・競争b〕	体制移行について検討	法案提出(15年1月) 法案成立後、公布・施行	
法人等に対する罰則の強化等 (公正取引委員会)	不当な取引制限の罪等の法人等に対する罰金刑の上限を引き上げるとともに、独占禁止法第6条、第8条第1項第2号及び同項第3号違反行為について、違反行為が既になくなっている場合にも、法的措置を講ずることが出来るようにする。 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する	改定・競争d	法案提出	措置済(5月成立、6月施行)	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	法律の一部を改正する法律（平成14年法律第47号）】				
入札談合に 関与した発 注者側に対 する措置の 導入 （公正取引委 員会）	入札談合に関与した発注者側に対する措置について、公正かつ自由な競争を促進する観点から、独占禁止法違反行為の排除及び再発防止を図るために、立法府において入札談合に関与した発注者側に対する措置の導入を含めた法整備の動きがあることを踏まえ、必要な検討を行う。 【入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）（議員立法）】	改定・競争	検討	措置済 （7月議員立法により 法成立、 1月施行）	

## イ 公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化

### （ア）独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
民間等の外部人材の積極的な受入れ （公正取引委員会）	公正取引委員会は、既存の研修の内容を向上させるとともに、例えば、弁護士、エコノミスト等の民間の専門家や、出向元との関係にも一定の配慮をした上での他省庁からの出向者など、外部人材の専門性が生かせる分野については、非法執行部門も含め、その受入れを積極的に検討し、審査部門の強化を図る。さらに、審査に関わる職員の専門性を向上させるため、同委員会は、外部との人材交流の一層の拡充を図る。	重点・競争 2 (1)			逐次実施
審査部門の人員の充実等 （公正取引委員会）	公正取引委員会において、審査部門に重点を置いた一層の体制整備を進めるため、審査部門への人員の重点的配置等についても、迅速かつ計画的に行う。特に、違反事件の大型化、審判で争われる事例の増加等に対応するため、違反行為の監視体制の強化、事件処理の迅速化の観点から、審査部門の職員を抜本的に増強する。このため、上記の外部人材の受入れと併せて、人員充実及び人員の重点的配置のための具体的な検討を速やかに行うとともに、審査部門内の機能・体制についても、より一層の審査の迅速化及び実績の向上に向けた検討を行う。	重点・競争 2 (1)			逐次実施

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
<p>審査の迅速化のための新たな目標の設定・公表と客観的な評価の実施 (公正取引委員会)</p>	<p>公正取引委員会は、今後、審査の迅速化を図るため、人員の充実及びタスクフォースの活用等による専門性の向上を図るとともに、各事業分野における紛争処理機関等との性格の違いも踏まえつつ、一律の目標ではないにせよ、情報通信、エネルギー等の公益分野における新規参入案件などを中心に、国民の期待に沿った標準的な審査期間の目標を設定・公表し、その結果を評価することなどにより、迅速かつ効果的な事件の処理に努める。その際、こうした期間は一つの目安であって、たとえその期間を超えたとしても、関係人が措置の対象にならないわけではないことを明確にする必要がある。</p> <p>また、こうした迅速かつ効果的な処理を通じて、同委員会の審査実績を飛躍的に向上させるために、審査に関する目標を策定・公表するとともに、定期的に、政策評価を実施し、その枠組み等を活用して、客観的な評価に努める。</p> <p>その際、特に、情報通信、エネルギー等の公益事業分野については、実際の審査結果が、どのように新規参入や競争促進につながっているかなど、定性的・定量的な観点からの評価に努める。</p>	<p>重点・競争 2 (1)</p>			<p>逐次実施</p>
<p>警告・注意等の取扱いの改善 (公正取引委員会)</p>	<p>公正取引委員会が、独占禁止法違反のおそれがあるとして行う警告、注意といった取扱いについては、競争制限行為を迅速に除去するために、一定の範囲で必要性が認められるものの、行政側からの一方的な通知であり、事業者がそれを法的な手続の中で争うことができない等の問題があることを踏まえ、同委員会においては、違反行為を排除する必要がある場合には、勧告等の法的措置により対応することを原則としつつ、これら事実上の行政指導や注意喚起については、その取扱いを必要最小限とし、かつ上記のような問題点についての改善が可能かどうかを検証し、可能な場合には改善を図る。</p>	<p>重点・競争 2 (1)</p>			<p>逐次実施</p>

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
独占禁止法違反に係る警告及び注意の在り方 (公正取引委員会)	現在行われている警告や注意の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、今後とも、警告及び注意については適切な運用が行われるよう対処する。	改定・競争	引き続き励行	引き続き励行	引き続き励行
審査打切りの概要の公表 (公正取引委員会)	審査打切りの事案の関係人がその旨の公表を望む場合には、説明責任を果たす観点から、打切り案件のおおまかな概要の公表を行う。	重点・競争 2 (1)			逐次実施
ネットワーク事業分野における審査体制・機能の強化 (公正取引委員会)	市場開放が進められているネットワーク事業分野において公正競争を確保する観点から、公正取引委員会の審査体制及び機能を強化し、独禁法違反被疑事実に関する処理の迅速化を図る。	重点・ビジネス 1 (3)		検討・措置	逐次実施

### (イ) 企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
民間等の外部人材の積極的な受入れ及び内部体制の見直し・強化 (公正取引委員会)	企業結合に関する審査能力・専門性を向上させるため、公正取引委員会は、審査人員を増加させるとともに、非法執行部門を含め、民間の専門家や、出向元との関係にも一定の配慮をした上での他省庁からの出向者など、専門性が生かせる分野について、積極的にこうした外部の人材を活用する。また、企業結合審査部門への人員の重点的配置により、機能・体制の強化を図る。	重点・競争 2 (2)			逐次実施
審査の迅速化のための目標の設定・公表 (公正取引委員会)	企業結合の事案の中には、審査に長い期間を要する事案も多いとの指摘もあることから、公正取引委員会は、国民の期待に沿った標準的な審査期間の目標を設定し、これを公表する。 【企業結合計画に関する事前相談への対応について(平成14年12月11日)】	重点・競争 2 (2)		逐次実施 (12月公表)	逐次実施

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
審査対象の重点化のための明確な基準の策定 (公正取引委員会)	今後の企業結合審査の効率性を高めるため、公正取引委員会は、更に審査の重点化を行うとともに、市場における予見可能性を高める観点から、事案の公表のより一層の充実を図る。また、これらを含む過去の事例の蓄積を踏まえ、現行のガイドラインにおいて重点化に向けた明確な基準の策定・公表について検討する。 【企業結合計画に関する事前相談への対応について(平成14年12月11日)】	重点・競争 2 (2)		逐次実施 (12月公表)	逐次実施
企業結合案件に関する透明性の向上 (公正取引委員会)	審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったものうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。 公表に当たっては、予見可能性を高める観点から、どのような市場(一定の取引分野)をどのような基準(取引対象商品又は役務、地理的範囲)で画定したのか示すとともに、画定した市場における審査結果の内容、及び判断の根拠となる、市場シェア、順位、当事会社の競争状況(市場における競争者の数・集中度、参入、輸入、閉鎖性・排他性等)等の基準や、各合併等案件の市場の競争状況への影響をどう評価したかなどの判断の理由・基準等を示す。また、当事会社が申し出た問題解消措置を前提として容認された事案については、当該問題解消措置に対してどのような評価を行ったかについても示す。 【企業結合計画に関する事前相談への対応について(平成14年12月11日)】	重点・競争 2 (2)		逐次実施 (12月公表)	逐次実施
事前相談の明確化・透明化 (公正取引委員会)	公正取引委員会は事前相談制度を明確化・透明化することとし、事前相談のうちどのような案件を公表するかの基準を明示するとともに、同委員会が企業に求める提出資料リスト、審査期間等を明示・公表するなど、運用を明確化する。 【企業結合計画に関する事前相談への対応について(平成14年12月11日)】	重点・競争 2 (2)		逐次実施 (12月公表)	逐次実施

## ウ 専門分野に関するエンフォースメントの強化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
証券取引分野における市場監視機能の強化 (金融庁)	証券取引分野においても、証券市場監視を強化する観点からのエンフォースメント手段の強化・拡充及び複線化、並びに罰則規定の見直し等が必要である。また、資本市場の健全性と公正性をより一層確保できるよう、市場の監視取締体制について、十分な人員及び予算を確保することが必要である。また、行政上の制裁措置等や、不公正取引、ディスクロージャー等に係る資本市場の監視取締に必要な規則の制定については、市場により近い証券取引等監視委員会が一層重要な役割を果たすことが肝要であり、そうした方向性に沿って、更なる独立性向上の必要性も含め、市場の監視取締体制の在り方について検討を行い、結論を得る。	重点・競争 3 (1) 柱書、ビジネス 1 (3) ア			検討・結論
(金融庁)	a 民事・行政的な制裁的負担を賦課する制度に係る検討等 機動的に必要十分な市場における違法行為への対応を行うために、厳格な構成要件が要求される刑事罰と市場における仲介機関等を主たる対象とする行政処分というエンフォースメント手段の実効性を検証した上で、不公正取引や不実開示等の証券取引法違反行為について、行政上の制裁として、米英等の民事制裁金や独禁法上の課徴金の制度等も参考にしつつ、民事・行政的な制裁的負担を賦課する制度の導入について検討を行う。その際、適正手続の確保策についても併せて検討する。	重点・競争 3 (1)			検討・結論
(金融庁)	b 差止命令や是正命令等の積極的活用 証券取引等における詐欺的行為等に起因する被害の拡大の早期防止等、機動的な投資家保護の観点から、行政等の申立てに基づく裁判所による違反行為者に対する差止命令や是正命令等が活用されるような検討を行い、また、例えば、米国の差止命令・是正命令に類似する制度(行政限りでの差止命令・是正命令制度)に	重点・競争 3 (1)			検討・結論

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	についても、英米でのエンフォースメントの実態や、日米の法制の差異、我が国における違反行為の実情を十分精査した上、幅広い角度から検討する。				
(金融庁)	c 証券会社の行為規制の見直し 証券会社の行為規制について、法令違反に対する抑止力として十分な実効性が確保されているかどうか検証し、必要に応じて、適切な対応を行う。	重点・競争 3 (1)			検討・結論
(金融庁)	d 帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に対する罰則の強化 法定帳簿は、顧客の投資判断には直接関係しないとはいえ、その虚偽記載は、行為の悪質性・重大性において、有価証券報告書等の虚偽記載と同等ではないかとの指摘もあり、他の法制における法定帳簿の取扱いとの整合性、証券取引法の他の罰則との整合性等を踏まえ、現行法令による抑止力の実効性について必要な検討を行う。	重点・競争 3 (1)			検討・結論
(金融庁)	e 民事責任規定の見直し 開示規制の違反に関する民事責任規定の実効性を高める観点から、開示制度の運用の実態に留意しつつ、その見直しを検討する。また、不公正取引について、この分野におけるルールのエンフォースメントを確保する観点から、民事上の救済手段との関係をどのように考えたらよいか、相場操縦以外の行為については必ずしも市場における行為が必ずしも前提となっていないことについてどのように考えるか等に留意しつつ、具体的な民事責任の規定の導入の是非について検討する。	重点・競争 3 (1)			検討・結論
(金融庁)	f 有価証券の定義の見直し 投資家保護の観点から、包括的な定義規定を設けることに関し、定義規定の明確性の問題や証券取引法の規制内容に適した商品に限定できるかどうかといった問題も含め、検討する。	重点・競争 3 (1)			検討・結論

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
各事業分野におけるエンフォースメントの強化 (総務省)	a 電気通信事業分野におけるエンフォースメントの強化 電気通信事業分野において、引き続き、市場参加者のより一層の信頼を得るべく、市場環境の変化に即応した競争ルールの見直しを図るとともに、情報収集、監視、紛争処理、制裁措置といったエンフォースメントの強化に一体的な取組を図る。	重点・競争 3 (2) 、ビジネス 1 (3) イ		逐次措置	
(経済産業省)	b エネルギー分野におけるエンフォースメントの強化 電気事業分野及びガス事業分野においては、市場の開放により競争が促進され様々な紛争が生じることが予想されることから、公平性・中立性・透明性が確保された機動的な紛争処理を行う組織を整備するとともに、競争促進ルールのエンフォースメントの強化という観点から市場監視機能の強化を図る。	重点・競争 3 (2)		逐次措置	
(経済産業省)	c エネルギー分野における競争監視機能の強化 電気事業分野においては、市場監視及び紛争処理のための監視機関に高度のチェック機能を付与する。また、ガス事業分野においても、市場の公正な運営を監視するための機関の設計を検討する。	重点・ビジネス 1 (3) ウ		検討・結論	
(関係府省)	d 専門的機関の機能・権限 ネットワーク事業分野における専門的機関については、迅速な紛争処理、競争監視の実効性確保、競争ルール策定との連携を実現する観点から、その整備に当たり、以下のような機能・権限を付与することについて検討する。 ア 斡旋、仲裁などの事業者間の紛争処理機能 イ 情報遮断、会計分離等を含む競争ルールの遵守状況等の監視及び調査権限 ウ 監視、紛争処理の成果を競争ルール策定に適切に反映するための勧告権限	重点・ビジネス 1 (3)		検討・結論	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(経済産業省、総務省、公正取引委員会)	e 業種を超えた参入の促進 電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者による業種を超えた参入が活発化すると考えられるが、事業所管省庁は、他分野における市場支配力等を背景とした反競争的行為が行われないよう、参入等に当たって適切な担保措置を講ずる。また、問題となる行為が見られた場合には、事業所管省庁及び公正取引委員会は、積極的にこれを是正・排除する。	重点・ビジネス 1 (1)		検討・措置	
(公正取引委員会及び関係府省)	f 公正取引委員会と各事業所管官庁との連携の推進 電気通信、エネルギー等の公益事業分野の競争促進の観点からは、公正取引委員会と各事業所管官庁の両者が協働して更なる連携の具体的方策を構築し、これによってエンフォースメントの一層の強化を図る。すなわち、両者のエンフォースメントが重複し、市場に混乱が生じることがないようにするため、それぞれの具体的適用関係を明らかにし、適宜機動的に見直しを図るとともに、必要な場合には相互の連絡や情報提供がより円滑に行えるようにする等、所要の措置を講ずる。	重点・競争 3 (2)		逐次措置	
規制産業における競争の促進 (公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省)	電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があるれば、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。 【電気事業分野における競争促進のための環境整備について(平成14年6月28日)】 【電気通信分野の制度改革及び競争政策の在り方について(平成14年11月15日)】	改定・競争	必要に応じて実施	電気事業(6月)・電気通信事業(11月)について一部措置済。その他についても必要に応じて実施。	必要に応じて実施

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。</p> <p>【「適正な電力取引についての指針」改定（平成14年7月25日）】</p> <p>【「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定（平成14年12月25日）】</p>			電気事業（7月）・電気通信事業（12月）について一部措置済。	
			検討（逐次結論）		
電気通信事業分野における独占禁止法上及び電気通信事業法上の考え方の明確化（公正取引委員会、総務省）	<p>a 電気通信事業分野における公正な競争を促進する観点から、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為や、競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為の具体的事例を示した独占禁止法上及び電気通信事業法上の指針を平成13年中にとりまとめ、公表する。</p> <p>【電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（平成13年11月30日）】</p> <p>b また、上記指針について、平成14年中に見直しを行うとともに、その後も必要に応じて逐次見直しを行う。</p> <p>【「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定（平成14年12月25日）】</p>	改定・競争	措置済（11月公表）		
				一部措置済（12月改定・公表）	必要に応じて逐次見直し
ガイドラインの適時適切な見直し等（関係府省）	個別事業法において競争ルールに関する所要の規定を整備していくとともに、法運用に関する事業者の予測可能性を高め、紛争、法令違反を未然に防止する観点から、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、具体的事例を示した既存の個別事業分野におけるガイドラインを適時適切に見直す。	重点・ビジネス1(3)		逐次実施	
専門的機関と公正取引委員会の関係	実効性ある競争監視及び公正・透明かつ迅速な紛争処理を確保する観点からは、競争の基本ルールである独占禁止法を所管する公正取引委員会と、各事業法を所管する事業所管省庁又は専門的	重点・ビジネス1(3)		逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(公正取引委員会及び関係府省)	<p>機関が、それぞれの法律に基づき、競争ルールの遵守状況の監視、紛争処理を行うことができるようにし、両者の競合緊張関係の下で、適切な処理が行われるようにする。</p> <p>このような関係の中で、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、迅速かつ柔軟にルールの見直しが行われ、それが監視や紛争処理に活用されるよう、公正取引委員会、事業所管省庁、専門的機関の間で、適時適切に情報交換を行う等、実効性ある連携を図る。</p>				

## エ 企業の経済活動を活性化するためのその他の措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
一般集中規制(持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制)の見直し及びフォローアップ(公正取引委員会)	<p>a 大規模会社の株式保有について、資本の額又は純資産額という形式的な基準による規制を廃止する。</p> <p>持株会社の公正取引委員会への届出、報告基準を引き上げる。</p> <p>金融会社による他の国内の会社の株式保有について規制している独占禁止法第11条について、証券会社、無尽会社、信託会社をその規制対象から外すとともに、適用除外株式を拡大し、また、保険業法等との整合性を確保するなど、その在り方の見直しを検討し、規制対象範囲の縮減を図る。</p> <p>【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第47号)】</p>	改定・競争 a	法案提出	措置済(5月成立、11月施行)	
	<p>b 平成9年の独占禁止法改正後の持株会社の実際の状況、経済実態等も踏まえ、過度に持株会社を規制することのないよう、「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」(持株会社ガイドライン)を見直す。</p> <p>【事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方(平成14年11月12日)】</p>	改定・競争 b		措置済(11月改定)	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	c 一般集中規制について、今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する。	重点・競争4(1)			平成16年度においてフォローアップ、引き続き評価・検討
景品類に関する規制の見直し (公正取引委員会)	電子商取引など新しい形態の商取引の普及に対応するために、現行の景品類に関する規制について早急に検討を行い、ホームページ上で景品類を提供する際の景品規制に関する運用基準など、電子商取引における景品類の規制についての運用基準を明確化する。 【インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて(平成13年4月26日)】	改定・競争	措置済 (4月公表)		
景品表示法の改正 (公正取引委員会)	不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)(昭和37年法律第134号)の表示ルールについて執行力・抑止力の強化を行うほか、特に、裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有さないにもかかわらず商品又はサービスの効果、効能、性質を表示することを有効に規制することができるように、同法の規制対象となる表示類型について見直しを行う。 (第156回国会に関係法案提出)	重点・競争4(2) 〔改定・競争〕		法案提出	法案成立後、公布
対消費者電子商取引に係る独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会)	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、「消費者向け電子商取引への公正取引委員会の対応について - 広告表示問題を中心に - 」を平成13年1月に公表したところであるが、平成13年中に電子商取引の実態を適宜把握し、必要に応じて見直しを行う。 【消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項(平成14年6月5日)】	改定・競争	検討	一部措置済 (6月公表)	必要に応じて逐次見直し

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
下請法の改正等 (公正取引委員会)	a 経済のソフト化・サービス化という環境変化を踏まえ、役務の委託取引についても取引の公正化のための有効な枠組みを確立するため、下請代金支払遅延等防止法(下請法)(昭和31年法律第120号)の対象を一定の役務の委託取引に拡大するとともに、同法の執行体制の整備・拡充について、関係府省の協力体制の整備を含め検討する。 取引の適正化を図るため、コンテンツ制作を含む役務の委託取引に本法の対象を拡大し、新たに法の対象となる取引に対する執行体制の整備・拡充を図る。 (第156回国会に係る法案提出)	重点・競争4(3)		法案提出	法案成立後、公布・施行、その他の措置
<流通工場の再掲> (公正取引委員会)	b 役務の委託取引について、下請法で規制することができない取引や行為について、独占禁止法により厳正に対処するため、役務取引に関する独占禁止法ガイドラインの改定等の検討を行う。 複雑・多様なコンテンツ取引の実態を十分踏まえつつ、コンテンツの取引についての独禁法上の考え方をより明確化するとともに、必要に応じ「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」の改定を行うなど、市場参加者にとって、より自由かつ公正な取引を行うための環境整備を行う。	重点・競争4(3)			措置
<流通工場の再掲>		重点・円滑化2(1)			
効率的なSCM構築に向けた下請法の運用明確化 (公正取引委員会、経済産業省)	効率的なサプライチェーン・マネジメント(SCM)構築に向けて、下請法の運用明確化を図る。	重点・円滑化別表(2)2		検討・結論	
ソフトウェアライセンス契約等に	ソフトウェアライセンス契約等について、競争政策の観点から実態を把握し、平成13年度末を目途に独占禁止法上の考え方の明確化を図る。	改定・競争	措置済(3月公表)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
関する独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会)	【「ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会」報告書(平成14年3月20日)】				
本部経営者による加盟希望者への情報開示事項の充実 (経済産業省) <流通イの再掲>	現在中小小売商業振興法施行規則において定められている本部経営者による加盟希望者に対する「フランチャイズ契約締結時の書面記載及び事前説明義務」の対象となる個別事項について、当該制度が経済社会全体に持つ費用対効果の分析を含め、早急な実態把握を行うとともに、それに基づいた制度面での対応を図る。 【中小小売商業振興法施行規則の一部を改正する省令(平成14年財務・厚生労働・農林水産・経済産業省令第3号)】	改定・競争	検討	措置済 (4月施行)	
情報開示制度のサービス分野への適用拡大等 サービス・フランチャイズに関する環境整備 (経済産業省)	フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等を通じた中小企業及びベンチャー企業の健全な発展を図るため、サービス業等の小売業以外のフランチャイズについても、契約締結時の情報開示等に関する制度の整備について、引き続き、検討するとともに、サービス・フランチャイズ契約全般の在り方について総合的な検討を行い、早期に結論を得る。 【フランチャイズ・チェーン事業経営実態調査報告書(平成14年11月1日公表)】	重点・競争 4(4)、新事業 2(1) ア 〔改定・競争〕		実態把握 (11月公表) 制度の在り方については実態把握を踏まえ早急に検討	早期に措置
フランチャイズ・ガイドラインの見直し (公正取引委員会) <流通イの再掲>	「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」を、公正な情報開示・取引が一層促進されるよう、現在のフランチャイズ・システムにおける新たな問題の発生も踏まえて、見直す。 【フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について(平成14年4月24日)】	改定・競争	検討	措置済 (4月改定・公表)	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
公共料金 (内閣府及び関係府省)	民間事業に係る公共料金制度について、低廉で良質なサービスの確保を図るため、「今後の公共料金の取扱いについて」(平成6年11月18日閣議了解)を踏まえ、競争的環境の整備、事業の効率化の促進に併せ、事業の内容・性格等を勘案しつつ、価格設定の在り方の見直し、料金の多様化、弾力化を推進する。	改定・競争 a	逐次実施		
(内閣府及び関係府省)	a 平成12年8月1日の物価安定政策会議提言を踏まえ、個別事業分野における情報公開ガイドラインの策定等を通じ、所管する公共料金の情報公開に速やかに取り組む。また、進ちよく状況について、2年後を目途にフォローアップを行う。 【公共料金分野における情報公開の現状と課題(平成15年3月6日)】			フォローアップ (3月公表)	
(内閣府)	b 公共料金分野における参入規制、価格設定方式、情報公開等に係る制度改革に関する課題について検討を行う。 【公共料金の構造改革：現状と課題(平成14年6月25日)】	改定・競争 b	検討	結論 (6月公表)	
公営ガス事業等の地方公営事業における民間参入の推進 (総務省)	a 公営ガス事業については、行財政改革の進展等により、民間への事業譲渡や民間委託が進められているが、既に同様の民間事業者が多数存在している状況を踏まえ、さらに民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進する。	重点・官製(1)	逐次実施		
	b 公営バス事業、病院事業等の地方公営事業においても、同様に民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進する。		逐次実施		
切手、葉書、証券、政府刊行物等の製造等における民間参入の推進 (財務省)	印刷業務については、平成15年4月から独立行政法人化されることとされているが、独立行政法人の業務とされているものうち切手、葉書、証券、政府刊行物等の製造、印刷等については、既に競合する民間事業者でも実施されていることを踏まえ、廃止、民間への移管を含め、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得るの付	重点・官製(1)			遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき所要の措置を講ずる。				速やかに検討・結論
民間への事業主体変更の円滑化 (財務省及び関係府省)	a 補助金の交付を受けて建設した施設について事業主体の変更(例えば、地方公共団体から民間への変更等)を行う場合であっても、住民に提供されるサービスの実態に変化がなく、補助目的等に照らし適当であるときは、補助金の取扱いを変えないことができる旨を明確にする。	重点・官製(2)		措置済	
(総務省)	b 地方債の発行により建設した施設について地方公共団体から民間事業者に対する貸付け等の方法により事業主体の変更を行う場合であっても、当該施設が低廉な利用料で広く住民の利用に供されるか否か等を総合的に勘案し、地方公共団体が自ら事業主体となる場合と同様の公共性を有するときは、地方債の繰上償還を要しない旨を地方公共団体に周知する。 【総務省自治財政局地方債課事務連絡(平成15年3月)】			措置済	

## オ 政府調達制度の見直し

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
官公需法に基づく「中小企業者向け契約目標」設定にかかる透明性の確保 (経済産業省)	官公需についての中小企業者の受注機会の確保に関する法律(官公需法)に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」(閣議決定)における「中小企業者向け契約目標」についての透明性を確保する観点から、閣議決定後にその内容をホームページに掲載する際、翌年度の契約方針作成に向けて広く意見を募る。さらに閣議決定に至る手続きや各発注省庁ごとの「契約見込み額」と「前年度実績額」、それぞれの官公需全体における比率についても、併せて公表し、透明性の確保を図る。	重点・競争5(1)			措置
政府調達の	官公需法(「官公需についての中小企業者の受	重点・新		継続的に検討	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
公正性・経済合理性の更なる確保 (経済産業省及び関係府省)	注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」(閣議決定)における中小企業者向け契約目標については、無理な分割発注等の施策を強いることとなっていないか等の観点から、政府調達 of 公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保といった視点を十分踏まえて、その在り方を検討する。また、この検討結果を踏まえて、「中小企業者に関する国等の契約の方針」における「分離・分割発注の推進」についても、例えば、分割発注方式を採用する場合には、透明性確保の観点から、採用する理由を明らかにし公表すること等、改めて見直しを検討する。	事業 2 (3)			
多様な入札・契約方式の推進 (国土交通省、総務省及び関係府省)	a 国土交通省直轄工事においては、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設コストの縮減を図ることを目的に、施工方法等の技術提案を受け付ける方式として、入札時VE方式や契約後VE方式が試行的に導入されており、その提案の範囲についても工事目的物の変更も認められるようになるなど、積極的にその推進に取り組んでいるところであるが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、試行の拡大等により同方式での契約を本格的に導入する等、更なる拡大を図る。	重点・競争 5 (2)			逐次措置
(国土交通省及び関係府省)	b 公共工事の品質確保を図る観点から、国等の機関においては、環境維持、交通の確保、特別な安全対策等価格以外の要素を重視すべき工事については、価格とともに性能等を併せて評価する総合評価落札方式による発注を積極的に推進する。	重点・競争 5 (2)			逐次措置
地域要件の適正化の推進 (総務省、国土交通省)	地方公共団体の長が定める入札参加資格に関する事業所の所在地に係る要件について、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討とも併せて、競争性の確保の観点から、過度に競争性を低下させるような運用とならないようにするための具体的な推進方策を検	重点・競争 5 (3)		継続的に検討	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	討する。				
国の物品の製造・販売等に係る入札参加資格の見直し (総務省及び関係府省)	事業者が国の一般競争入札等の競争契約に参加する際に、業種によっては、高い技術力を有していても創業後間もなく企業規模も小さい新規事業者が入札に参加することが困難になっている場合があるという事態の改善を図り、新規事業者の入札機会を拡大するために、例えば、入札参加資格の在り方の検討を行うとともに、技術力ある中小企業等の入札参加機会を拡大するための運用弾力化措置の徹底を図る。また、指名競争入札についても、特に早急に改善する。	重点・新事業 2 (3) ア			継続的に検討
公共事業契約に係る入札参加資格等の見直し (国土交通省、総務省及び関係府省)	公共事業の契約において、必要に応じて「工事、製造又は販売等の実績」、「工事等についての経験」を参加資格として定める場合については、契約実績を掲げるときは、官公庁契約のみに限らず、同等の技術力等を要求されると考えられる民間契約もできる限り同等に扱う。「入札に参加する者の事業所の所在地」等に関する必要な資格を定める地域要件についても、新規事業者が事業範囲を拡大していく場合の制約となっていないか等の視点も含め、諸外国の制度を参考にしつつ、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての見直しを踏まえて、今後、その在り方を検討する。	重点・新事業 2 (3) イ			継続的に検討
指名停止措置の更なる強化 (国土交通省及び関係府省)	違反行為に対する抑止力強化を図り、公共契約における不適当な業者の混入を排除する観点から、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(中央公契連モデル)における贈賄、独占禁止法違反、刑法談合等の不正行為者に対する指名停止について、その運用の明確性及び手続の適正性の確保に一層留意しつつ、指名停止期間の延長等の強化を図ることを検討する。	重点・競争 5 (4)			検討
入札契約適正化法の遵守徹底 (国土交通省、	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入札契約適正化法(平成12年法律第127号))により公表や通知が義務付けられている事項(指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足り	重点・競争 5 (5)			逐次措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
総務省)	る事実の公正取引委員会への通知等) について、全ての地方公共団体において早期に完全実施されるよう、引き続き、適正化を推進する。				
公共工事における一般競争入札方式の拡大 (国土交通省、総務省及び関係府省)	<p>国及び一定の政府関係法人の工事について、後記のような不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札方式の拡大を逐次行う。また、地方公共団体が実施する工事についても、国の動向を踏まえつつ、同様の観点から、一般競争入札方式の拡大を図るよう要請する。</p> <p>【公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成14年10月31日国土交通大臣・財務大臣通知)】</p> <p>【公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成14年10月31日国土交通省総合政策長・総務省自治行政局長通知)】</p>	改定・競争	逐次実施 (14年10月各省各庁の長等、地方公共団体に要請)		
指名競争入札方式の改善 (総務省)	<p>地方公共団体が指名競争入札方式により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合については、後記のような不良・不適格業者の排除及び適正な工事の施工の確保のための措置の強化、審査体制の整備等と並行して、国の工事の場合と同様の低入札価格調査制度への移行等を検討する。この場合、都道府県及び政令指定都市は、他の市町村と比して適正な工事の施工の確保のための措置等が採りやすい実情にあるので、その実施する指名競争入札方式を採る工事については、低入札価格調査制度への早期移行に向けた検討に着手する。</p> <p>【公共工事に係る入札及び契約の適正化について(平成14年5月14日総務省自治行政局長・国土交通省総合政策局長通知)】</p>	改定・競争		検討 (5月地方公共団体に要請)	検討
不良・不適格業者の排除の徹底 (国土交通省及び関係府省)	指名停止措置を行う場合は、一般競争入札においては指名停止期間中は入札に参加させない旨を競争参加資格に明記するとともに、指名競争入札においても、同様に指名基準に明記するなど、競争入札において、一定の悪質な行為を行った者	改定・競争	継続的に実施 (14年5月地方公共団体に要請)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>について、その事実があった後一定期間は入札に参加させないこととする。</p> <p>【公共工事に係る入札及び契約の適正化について(平成14年5月14日総務省自治行政局長・国土交通省総合政策局長通知)】</p>				
<p>履行保証制度の見直し (国土交通省)</p>	<p>一般競争入札の対象となるような大規模工事について、長期間にわたる工事に必要なファイナンスが十分できる経営力のある企業が入札に参加する仕組みとして、入札参加時点で入札参加企業にあらかじめ金融機関等による保証を求める制度の導入などの履行保証制度の見直し(履行義務を果たさなかった場合に発注者が被った損害の填補等の在り方を含む。)について早期に検討を開始する。</p> <p>【新たな保証制度に関する実務研究会報告(平成14年7月19日)】</p>	改定・競争	検討開始	とりまとめ (7月公表)	検討結果を踏まえ引き続き検討
<p>監督・検査の外部委託の積極的推進 (総務省、財務省、国土交通省及び関係府省)</p>	<p>前記、と並行して、発注した工事の監督や検査について、会計法及び地方自治法施行令の規定の下での監督・検査の外部委託を積極的に活用する。</p> <p>また、その実施状況も踏まえ、必要があれば更なる監督・検査の外部委託の活用についても検討する。</p> <p>また、行政改革及び雇用創出の観点も踏まえ、監督・検査の外部委託の積極的な活用を検討する。</p> <p>【公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成14年10月31日国土交通大臣・財務大臣通知)】</p> <p>【公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成14年10月31日国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)】</p>	改定・競争	継続的に推進(活用、検討) (14年10月各省各庁の長等、地方公共団体に要請)		
<p>リース契約等の契約方式の改善 (関係府省)</p>	<p>政府調達における、事務機器や情報機器のリース契約等(これら機器の保守を含む。)の在り方を改善する観点から、これらの契約等の実態について調査を行う。</p>	改定・競争21		調査	調査結果を踏まえ検討